

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

平成二十年六月五日
参議院環境委員会

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一、排出抑制等指針の策定に当たっては、京都議定書の削減約束を国内対策を中心として確実に達成し、さらに長期的かつ継続的な排出削減のための基盤を整備するために十分に有効な内容のものとする事。

二、地方公共団体実行計画の拡充に際して、特例市未満の市町村における温暖化防止の取組が後退することのないよう配慮するとともに、市町村が行う脱温暖化の地域づくりの取組に必要な支援を行うこと。また、市町村における温室効果ガスの排出量等の情報について、その精度の向上に努めること。

三、事業所の温室効果ガス排出量について、地方自治体の条例に基づいて開示したにもかかわらず国の制度で非開示としたものもあることにかんがみ、算定・報告・公表制度における権利利益保護請求の取扱いについては、地方の実情把握に努めるとともに、適切かつ合理的な運用が図られるよう努めること。

四、事業者による温室効果ガスの排出量その他の事業活動に伴って排出する温室効果ガスに係る情報に関し、投資、製品等の利用その他の行為をするに当たって当該情報を利用する事業者、国民などに対する提供の在り方について検討する際には、公平かつ統一的なものになるように情報提供の方法の検討を行うこと。

五、家庭、業務部門における二酸化炭素排出量削減の必要性にかんがみ、家庭、オフィス、事業所における二酸化炭素排出量の少ない日常生活用製品等の普及促進と啓もうを図るために、省エネ効果の高い家電製品等への買換えが消費者にとってメリットが感じられるような新たな省エネ促進のスキームの構築の推進に努めること。

六、温室効果ガスの少なくとも半減を目指すためには強力な施策が必要とされることから、排出量取引、環境税等の導入についても必要な検討を総合的かつ早急に行うこと。

七、温室効果ガスの排出を大幅に削減していくためには、低炭素社会へと確実に転換していかねばならないことから、生産の仕組み、ライフスタイル、都市や交通の在り方などあらゆる制度を根本から見直す検討を進めるとともに、温暖化対策における環境・エネルギー分野の技術革新の重要性にかんがみ、その研究技術開発とその普及を強力に進めること。

右決議する。